

静岡県立大学動物実験規程

平成 25 年 4 月 1 日 規程第 163 号

改正 平成 29 年 4 月 1 日

改正 令和 5 年 11 月 1 日

改正 令和 6 年 4 月 1 日

改正 令和 7 年 10 月 1 日

第 1 章 総則

(趣旨及び基本原則)

第 1 条 この規程は、静岡県公立大学法人静岡県立大学における動物実験を適正に行うため、動物実験委員会の設置、動物実験計画の承認手続き等必要な事項を定めるものとする。

2 動物実験等については、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」という。）、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成 18 年環境省告示第 88 号。以下「飼養保管基準」という。）、文部科学省が策定した研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年文部科学省告示第 71 号。以下「基本指針」という。）、日本学術会議が作成した動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成 18 年 6 月 1 日。以下「ガイドライン」という。）、環境省が作成した動物の処分方法に関する指針（平成 19 年 11 月 12 日。環境省告示第 105 号。）及びその他の法令等に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。

3 動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に即し、動物実験等の原則である代替法の利用（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。）、使用数の削減（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮することをいう。）及び苦痛の軽減（科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。）の 3R (Replacement、Reduction、Refinement) に基づき、適正に実施しなければならない。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物実験等 本条第 5 号に規定する実験動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 飼養保管施設 実験動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設・設備をいう。
- (3) 実験室 実験動物に実験操作（48 時間以内の一時的保管を含む。）を行う動物実験室をいう。
- (4) 施設等 飼養保管施設及び実験室をいう。
- (5) 実験動物 動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養又は保管している哺乳類、鳥類、爬虫類に属する動物（施設等に導入するために輸送中のものを含む。）をいう。
- (6) 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (7) 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。
- (8) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (9) 管理者 実験動物及び施設等を管理する者をいう。薬学研究院長が兼務する。
- (10) 実験動物管理者 管理者を補佐し、実験動物に関する知識及び経験を有する実験動物の管理を担当する者をいう。
- (11) 飼養者 実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- (12) 施設等設置責任者 施設等を設置又は変更（以下「設置等」という）する場合の責任者をいう。
- (13) 施設等管理主任 施設等における実験動物の管理の責任者をいう。
- (14) 管理者等 学長、管理者、実験動物管理者、施設等設置責任者、施設等管理主任、動物実験実施者及び飼養者をいう。
- (15) 指針等 動物実験等に関して行政機関の定める基本指針及びガイドラインをいう。

第 2 章 適用範囲

（適用範囲）

第 3 条 この規程は、本学において実施される哺乳類、鳥類、爬虫類の生体を用いる全ての動物実験等に適用されるものとする。

2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託等する場合、委託先においても、基本指針又は他省庁の定める動物実験等に関する基本指針に基づき、動物実験等が実施されることを確認するものとする。

第3章 組織

(学長の責務)

第4条 学長は次の事項を行い、本学における動物実験等の適正な実施、実験動物の使用及び保管に関する最終的な責任を有し、次の各号に掲げる責務を負う。

- (1) 施設等の整備
- (2) 動物実験計画の承認又は不承認、実施状況及び結果の把握
- (3) 前号の結果に基づく改善措置
- (4) 施設等の設置等及び廃止の承認又は不承認
- (5) 動物実験等に係る安全管理
- (6) 教育訓練の実施
- (7) 自己点検・評価及び情報公開等の実施
- (8) 外部の機関等による検証の実施
- (9) その他、動物実験等の適正な実施のために必要な措置

2 学長は、前項の責務を遂行するために報告又は助言を行う組織として、静岡県立大学動物実験委員会(以下「委員会」という)を置く。

第4章 動物実験委員会

(委員会の役割)

第5条 委員会は、次の事項を審議又は調査し、学長に報告又は助言する。

- (1) 動物実験計画が基本指針等及び本規程に適合していることの審査
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。
- (3) 施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること。
- (4) 動物実験等及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること。
- (5) 自己点検・評価、外部の機関等による検証及び情報公開に関すること。
- (6) 動物実験等に関する諸規程の制定、改廃に関すること。
- (7) その他、動物実験等の適正な実施のための必要事項に関すること。

(委員会の構成)

第6条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 動物実験等に関して優れた識見を有する者5名(薬学部、食品栄養科学部、看護学部、大学院薬学研究院及び大学院食品栄養環境科学研究院からそれぞれ選出された教授又は准教授各1名)
- (2) 実験動物に関して優れた識見を有する者若干名
- (3) 動物実験センター施設Ⅰ並びに施設Ⅱ管理主任

- (4) その他学識経験を有する者 1 名
- (5) 学外の有識者若干名
- (6) その他委員会が必要と認めた者
(委員長等)

第 7 条 委員会に委員長を置き、委員の中から学長が任命する。

- 2 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を召集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故がある時は、その職務を代行する。

(委員の任期)

第 8 条 第 6 条第 1 号から第 6 号までに規定する委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 8 条の 2 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員の 3 分の

- 1 以上の者から請求があったときは、委員長は委員会を招集しなければならない。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第 9 条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

第 5 章 動物実験等の実施

(動物実験計画の立案、審査、手続き)

第 10 条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、所定の動物実験計画書を学長に提出するものとする。

- (1) 研究の目的、意義及び必要性
- (2) 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること。
- (3) 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。
- (4) 苦痛の軽減により動物実験等を適切に行うこと。

- (5) 苦痛度の高い動物実験等、例えば、致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等を行う場合は、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント（実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング）の設定を検討すること。
- 2 学長は、動物実験責任者から動物実験計画書の提出を受けたときは、委員会に審査を付議し、承認又は不承認を決定し、当該動物実験責任者に通知するものとする。
- 3 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、実験を行うことができない。
- 4 承認された動物実験計画を変更する場合、動物実験責任者は所定の様式を学長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、変更の内容が次の各号に掲げる場合は、学長に届け出れば足りるものとする。
- (1) 動物実験責任者の変更
 - (2) 動物実験実施者の変更
 - (3) 実験動物の系統の変更
 - (4) 実験動物使用数の変更
 - (5) 動物実験計画期間の5年以内の変更

（実験操作）

第11条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、法、飼養保管基準等に即するとともに、特に以下の事項を遵守するものとする。

- (1) 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。
- (2) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること。
 - ア 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用
 - イ 実験の終了時期（人道的エンドポイントを含む。）の配慮
 - ウ 適切な術後管理
- (3) 適切な安楽死の選択
- (4) 安全管理に注意を払うべき実験（物理的、化学的に危険な材料、麻薬・向精神薬等、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験）については、関係法令等及び本学における関連する規程等に従うこと。
- (5) 物理的、化学的に危険な材料又は病原体等を扱う動物実験等について、安全のための適切な施設や設備を確保すること。
- (6) 実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。
- (7) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導下で行うこと。

- 2 動物実験責任者は、動物実験計画書に基づき申請した実験期間中の毎年度 1 回並びに実験終了時又は中止時において、所定の様式により動物実験等の実施状況、使用動物数、計画の変更の有無、研究成果等について学長に報告しなければならない。

第 6 章 施設等

(飼養保管施設の設置)

第 12 条 飼養保管施設を設置又は変更する場合は、施設等設置責任者が所定の「飼養保管施設（設置・変更）承認申請書」を提出し、学長の承認を得るものとする。

- 2 学長の承認を得た飼養保管施設でなければ、当該飼養保管施設での飼養若しくは保管又は動物実験等を行うことができない。
- 3 学長は、申請された飼養保管施設を委員会に調査させ、その助言により、承認又は不承認を決定し、申請者に通知するものとする。
- 4 飼養保管施設の承認期間は 3 年間以内とする。ただし、当該飼養施設の内容に応じて学長が別に定める場合は、この限りではない。
- 5 施設等設置責任者が退職した場合には、当該飼養保管施設を廃止し、又は速やかに新たな設置責任者を学長に報告し、承認を得るものとする。

(飼養保管施設の要件)

第 13 条 飼養保管施設は、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること。
- (2) 動物種や飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。
- (3) 床や内壁などが清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること。
- (4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
- (5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
- (6) 施設等管理主任が置かれていること。

(実験室の設置)

第 14 条 飼養保管施設以外において、実験室を設置又は変更する場合、施設等設置責任者が所定の「実験室（設置・変更）承認申請書」を提出し、学長の承認を得るものとする。

- 2 学長は、申請された実験室を委員会に調査させ、その助言により、承認又は不承認を決定し、申請者に通知するものとする。
- 3 学長の承認を得た実験室でなければ、当該実験室での動物実験等（48 時間以内の一時的保管を含む）を行うことができない。

4 施設等設置責任者が退職した場合には、当該実験室を廃止し、又は速やかに新たな施設等設置責任者を学長に報告し、承認を得るものとする。

(実験室の要件)

第 15 条 実験室は、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
- (2) 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること。
- (3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
- (4) 施設等管理主任が置かれていること。

(施設等の維持管理及び改善)

第 16 条 管理者等は、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めなければならない。

(施設等の廃止)

第 17 条 施設等を廃止する場合は、施設等設置責任者が所定の「施設等廃止届」を学長に届け出るものとする。

2 施設等設置責任者は、必要に応じて、動物実験責任者と協力し、飼養保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めなければならない。

第 7 章 実験動物の飼養及び保管

(マニュアル（標準操作手順）の作成と周知)

第 18 条 管理者及び実験動物管理者は、飼養保管のマニュアルを定め、動物実験実施者及び飼養者に周知し遵守させなければならない。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第 19 条 実験動物管理者、施設等設置責任者、施設等管理主任、動物実験実施者及び飼養者は、マニュアルを遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

(実験動物の導入)

第 20 条 実験動物管理者は、動物実験責任者に、実験動物の導入に当たり、関連法令や指針等に基づき適正に管理されている機関より導入させるものとする。

2 実験動物管理者は、実験動物の導入及び飼養に当たり、適切な微生物学的品質の管理等を行うものとする。

3 実験動物管理者は、必要に応じて実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じるものとする。

(給餌・給水)

第 21 条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌・給水を行うものとする。

(健康管理)

第 22 条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行うものとする。

2 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行うこと。

3 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病にかかった場合、速やかに委員会に報告し、実験動物に適切な治療等を行うものとする。

(異種又は複数動物の飼養)

第 23 条 実験動物管理者、施設等設置責任者、施設等管理主任、動物実験実施者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養、保管する場合、その組み合わせを考慮した収容を行うものとする。

(記録の保存及び報告)

第 24 条 管理者等は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備、保存するものとする。

2 実験動物管理者は、年度ごとに飼養保管した実験動物の種類と数等について、学長に報告するものとする。

(譲渡等の際の情報提供)

第 25 条 管理者等は、実験動物の譲渡に当たり、その特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供するものとする。

(輸送)

第 26 条 管理者等は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保、人への危害防止に努めるものとする。

第 8 章 安全管理

(危害防止)

第 27 条 施設等設置責任者又は施設等管理主任は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めるものとする。

2 施設等設置責任者又は施設等管理主任は、人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡するものとする。

- 3 施設等設置責任者又は施設等管理主任は、動物実験実施者及び飼養者の実験動物由来の感染症及び実験動物による咬傷等に対して、予防及び発生時の必要な措置を講じるものとする。
- 4 施設等設置責任者又は施設等管理主任は、人への危害の発生の防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別途定めるものとする。
- 5 施設等設置責任者又は施設等管理主任は、実験動物の飼養や動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じるものとする。

(緊急時の対応)

第 28 条 施設等設置責任者又は施設等管理主任は、地震、火災等の緊急時に執るべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図るものとする。

- 2 施設等設置責任者又は施設等管理主任は、緊急事態発生時において、実験動物の保護、実験動物の逸走による危害防止に努めるものとする。

(人と動物の共通感染症に係る知識の習得等)

第 29 条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、人と動物の共通感染症に関する十分な知識の習得及び情報の収集に努めること。また、管理者、実験動物管理者及び実験実施者は、人と動物の共通感染症の発生時において必要な措置を迅速に講じることができるよう、公衆衛生機関等との連絡体制の整備に努めること。

第 9 章 教育訓練

(教育訓練)

第 30 条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、以下の事項に関する所定の教育訓練を受け、学長の承認を受けるものとする。

- (1) 関連法令、条例、指針等、本学の定める規程等
- (2) 動物実験等の方法及び実験動物の取扱いに関する基本的事項
- (3) 実験動物の飼養保管に関する基本的事項
- (4) 安全確保、安全管理に関する事項
- (5) 人獣共通感染症に関する事項
- (6) その他、適切な動物実験等の実施に関する事項

- 2 教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を 5 年間保存するものとする。

第 10 章 自己点検・評価・検証

(自己点検・評価・検証)

第 31 条 学長は、委員会に、基本指針への適合性に関し、自己点検・評価を行わせるものとする。

2 委員会は、動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。

3 委員会は、施設等設置責任者又は施設等管理主任、動物実験責任者、実験動物管理者並びに飼養者等に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。

4 学長は、自己点検・評価の結果について、学外の者による検証を受けるよう努めるものとする。

第 11 章 情報公開

(情報公開)

第 32 条 本学における、動物実験等に関する情報（動物実験等に関する規程、実験動物の飼養保管状況、自己点検・評価、検証の結果等）を毎年公表するものとする。

第 12 章 補則

(準用)

第 33 条 第 2 条第 5 号に定める実験動物以外の動物を使用する動物実験等については、飼養保管基準の趣旨に沿って行うよう努めるものとする。

(適用除外)

第 34 条 畜産に関する飼養管理の教育若しくは試験研究又は畜産に関する育種改良を目的とした実験動物（一般に、産業用家畜と見なされる動物種に限る）の飼養又は保管及び生態の観察を行うことを目的とした実験動物の飼養又は保管については、本規程を適用しない。

(雑則)

第 35 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

附則

1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程制定後、静岡県立大学における動物実験に関する指針(平成 19 年 4 月 1 日指針)は廃止する。

附則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。